

消費税法改正のお知らせ

平成 28 年 4 月
国 税 庁
(平成 28 年 11 月改訂)

平成 28 年 4 月に消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I 消費税の軽減税率制度の実施

平成 31 年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の概要については、次のとおりです。

※ 平成 28 年 11 月の税制改正により、消費税率の引上げ時期及び軽減税率制度の実施時期等が変更されました。

消費税率及び地方消費税率

平成 31 年 10 月 1 日（適用開始日）以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される税率は次のとおりとなります。

○ 適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、適用開始日前の税率（以下「旧税率」といいます。）を適用する等の経過措置が講じられています（旧税率を適用する場合の経過措置の内容は最終ページをご覧ください。）。

| 区 分 | 現 行 | 平成 31 年 10 月 1 日 | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| | | 標 準 税 率 | 軽 減 税 率 |
| 消 費 税 率 | 6.3% | 7.8% | 6.24% |
| 地 方 消 費 税 率 | 1.7% (消費税額の 17/63) | 2.2% (消費税額の 22/78) | 1.76% (消費税額の 22/78) |
| 合 計 | 8.0% | 10.0% | 8.0% |

軽減税率の対象となる品目

飲 食 料 品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます（※1）。

なお、外食（※2）やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

※1 一体資産： おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

※2 外 食： 飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供をいいます。

新 聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行するもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

なお、区分記載請求書等保存方式においては、現行の請求書等保存方式における帳簿及び請求書等に必要とされる記載事項に加え、次の事項を記載する必要があります。

帳 簿：「軽減税率の対象品目である旨」

請求書等：「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した対価の額（税込み）」

【適用期間】

平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用されます。

（参考）平成 35 年 10 月 1 日からは、税務署長の登録を受けた事業者（適格請求書発行事業者）から交付を受けた適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

税額計算の特例

軽減税率制度が導入される平成 31 年 10 月 1 日以降、税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例（簡易課税制度の適用に係る特例を含む。）があります。

軽減税率制度について、詳しくは、リーフレット「消費税の軽減税率制度が実施されます（平成 28 年 4 月）（平成 28 年 11 月改訂）」をご覧ください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードできます。）。